

健康福祉部健康課
平成26年4月9日策定
健康推進部高齢課
平成28年4月1日改正
健康推進部高齢課
令和3年7月19日改正
地域共生部高齢課
令和6年12月12日改正

認知症サポーター養成講座 開催要領（春日市）

春日市において、認知症サポーター養成講座を開催しようとする者は、以下のとおり開催すること。

1 開催要件

以下を全て満たしているものとする。

- （１）講 師：認知症キャラバン・メイトの資格を持つ者
- （２）対象者：市民、学校、企業・職域団体など
- （３）講座の内容：

基本カリキュラムに沿った内容であること。

なお、必須項目は必ず組み込むこと。

〔 必須項目…①認知症サポーターキャラバンとは（最低5分以上）
②認知症に関する知識等の講話（最低20分以上） 〕

また、介護従事者が職員向けに当講座を開催する場合も、基本カリキュラムに沿った内容とし、具体的なケース検討等のみによる内容の場合は、当講座として開催できない。

- （４）講座の所要時間：

おおよそ1時間～1時間30分を目安とする。

- （５）教材：

- ① 講座内で使用する教材は、以下のいずれかとする。

- ア 全国キャラバン・メイト連絡協議会作成の標準教材
- イ アの内容に沿ったもので、開催者が作成した資料
- ウ 認知症に関する既存の冊子やパンフレット等

- ② ①のアを使用する場合は、下表のとおり費用を負担するものとする。

	対象者	教材費用の負担者	教材費
a	市民、学校	市	1冊あたり121円 (送料別)
b	開催者所属先の職員	開催者	
c	a及びbの混合	aのみ市 bは開催者	
d	企業・職域団体など	企業・職域団体など	

2 実施計画書

開催の6週間前までに、別紙計画書を市へ提出すること。

3 実施報告書

開催後10日以内に、別紙報告書を市へ提出すること。

4 受講証明グッズ

(1) 認知症サポーターカード

市にて準備する。(無料)

(2) オレンジリング

希望する場合は、開催者の負担とする。(1個あたり110円 送料別)

送付先は開催者住所とする。

5 認知症サポーターキャラバンDVD(使用する場合)

市にて貸出しする。(無料)

開催後は速やかに返却すること。

6 開催の流れ

時 期	業 務 内 容
開催の6週間前までに	市へ実施計画書を提出
開催前	● 広報、周知（広く一般市民を対象とした講座は、市報掲載も可能。その場合は、2ヶ月前までに実施計画書の提出が必要。） ● 市が負担する標準教材 →市窓口にて受取 ● 開催者が負担する標準教材 →開催者住所に郵送、開催者にて支払い ● 市窓口にて、DVD・認知症サポーターカード受取
開催	
開催後10日以内	● 市へ実施報告書を提出 ● DVD・未配付の認知症サポーターカードを返却

7 認知症キャラバン春日市事務局

〒816-8501

春日市原町3丁目1番地5（春日市役所1階）

春日市 地域共生部 高齢課 高齢者支援担当

電 話 （092）584-1111（代表）

（092）981-0115（直通）

FAX （092）584-3090

E-mail kourei@city.kasuga.fukuoka.jp